



国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金・介護保険

国民健康保険について

問▶保健医療部国保年金課 ☎71-2000(代)

国保資格・給付……………☎71-2029

国保税・後期全般……………☎71-2475

健診・年金……………☎71-2473

※各お手続きは、保健医療部国保年金課又は各支所地域づくり課で受け付けております。

加入する方

勤務先の健康保険や共済組合などに加入していない、日本国内に住所のある方は必ず加入しなければなりません。また、外国人登録をしている方で3か月以上日本国内に滞在する予定の方についても国民健康保険に加入しなければなりません。

	このようなとき	必要なもの
加入する手続きが必要なとき	他の市区町村から転入したとき	※転入手続きをとってください。(40ページ参照)
	勤務先の健康保険をやめたときや被扶養者からはずれたとき	<input type="checkbox"/> 職場の健康保険をやめた証明書
	国民健康保険に加入している方に子どもが生まれたとき	※出生手続きをとってください。(40ページ参照)
	生活保護を受けなくなったとき	<input type="checkbox"/> 保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	<input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書
やめる手続きが必要なとき	他の市区町村へ転出するとき	※転出手続きをとってください。(40ページ参照)
	勤務先の保険に入ったときや被扶養者に認定されたとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険と勤務先の健康保険等の被保険者証
	死亡したとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 安曇野市に住民票がない場合、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 保護開始決定通知書
その他手続きが必要なとき	住所・氏名・世帯主等が変わったとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失・破損したとき	<input type="checkbox"/> 身分を証明できるもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(破損のとき)
	就学のため、子どもが他の市町村に住むとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在学証明書又は学生証の写し

後期高齢者医療制度のお手続きについてはお問い合わせください。

☎71-2475

広告

はり施術 P124 B-3

三郷治療院

基本、予約を受けて施術をしております。当日、そのまま対応出来ないことがあります。お電話でご予約をお願いします。

■安曇野市三郷明盛4951-4 (二木公民館 北西)
■TEL:0263-77-4893
■施術時間／8:00～20:00 ■休院日／予約の無い日

Pあり



国民健康保険・後期高齢者医療で受けられる給付

項目	国民健康保険で受けられる給付	後期高齢者医療で受けられる給付
療養の給付	病院などの窓口に被保険者証を提示し、保険診療分の医療費のうち定められた割合の一部負担金をお支払いください。残りは国民健康保険が負担します。	○
療養費	医師が治療上必要と認めた補装具等の費用をいったん支払っていただき、後日申請により保険給付分の払い戻しが受けられます。	○
高額療養費	1ヵ月の医療費を基準額以上支払った世帯には、診療月の約2ヵ月後に申請書が送付されます。基準額を超えた部分が申請により支給されます。 ※事前の申請等により、現物給付を受けると、高額療養費が発生しない場合があります。	○ ※2回目以降の請求は申請不要です。
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産（妊娠12週以降の死産を含む）したとき、48万8千円が支給されます。 ※産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合、1万2千円が加算されます。 ※申請方法は医療機関へご相談ください。 ※出産前6ヵ月以内に職場の健康保険に加入していると、国民健康保険から一時金を受け取れない場合があります。	—
葬祭費	国民健康保険の被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行った方に3万円が支給されます。 ※国民健康保険加入前に加入していた健康保険から支給される場合、重複しての支給はできません。	○ (5万円)
精密健康診断（人間ドック等）への助成	国民健康保険税の滞納がない世帯に属する35歳以上74歳までの被保険者からの申請により、日帰り人間ドック最大2万5千円、1泊人間ドック最大3万円を限度として年1回の助成が受けられます。また、脳ドックの助成もありますのでお問い合わせください。 ※市が実施する特定健康診査と重複して助成は受けられません。	○ ※国民健康保険とは助成額、助成要件が異なります。詳しくはお問い合わせください。

医療費の自己負担割合

区分	割合
0歳～就学前	2割
就学後～69歳	3割
70歳～74歳	2割／3割
75歳以上	1、2、3割

※出生から満18歳年度末までの児童は医療費の助成事業があります。

※70歳以上の方は所得に応じて負担割合が決まります。

国民健康保険税（国保税）について

国保税は、所得と加入者数などによって課税されます。国保税を納める義務は、世帯主にあります。もし世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯内のどなたかが国保に加入していれば、世帯主に納税義務が発生します。国保に加入されている方で、40歳以上65歳未満の方は、介護保険法上の「第2号被保険者」となるため、国保税に介護分が合算されます。

●安曇野市の国保税は、次の3項目を合計した額を課税しています

- 所得割…国保加入者の前年中（1月1日～12月31日）の所得に応じて算定した額。
- 均等割…国保加入者の人数に応じて算定した額。
- 平等割…世帯ごとに定められた額。

これを基本に、安曇野市の被保険者の皆さんの医療費の動向に応じて、毎年税率を決定することになります。税率については、7月にお送りする「国民健康保険税納税通知書」でご確認ください。

※後期高齢者医療保険料は、前年中（1月1日～12月31日）の所得に応じて算定される「所得割額」と被保険者全員に均等にかかる「均等割額」の合計額となります。保険料は長野県後期高齢者医療広域連合が決定し、世帯の所得状況に応じて軽減される場合があります（詳細は国保年金課へお問い合わせください）。

広告

美容室、福祉美容室

P127 F-3

笑顔をお届けします

美容室ひまわり

お年寄りからお子様までキレイのお手伝いを御案内致します。店内はバリアフリーになっていますので安心してお出掛け下さい。出張カットも受け付けています。お気軽に御相談ください。

- 安曇野市穂高北穂高3000-1
- TEL:0263-84-0863
- 定休日／不定休
- 予約優先



国民年金について

問▶保健医療部国保年金課 ☎71-2000(代)・☎71-2473

※お手続きは、保健医療部国保年金課又は各支所地域づくり課で受け付けております。

加入する方

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、原則として国民年金に加入しなければなりません（強制加入被保険者）。なお、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方や海外に住所のある20歳以上65歳未満の日本人は、希望により国民年金に加入することができます（任意加入被保険者）。

主な手続き

第1号被保険者（自営業者、農林漁業者、学生など）

このようなとき	どうする	必要なもの	届出先
60歳になる前に会社などを退職したとき	国民年金の加入手続きをする	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書（年金手帳） <input type="checkbox"/> 退職年月日が分かる書類	市役所
任意加入するとき	任意加入の手続きをする	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書（年金手帳）、 <input type="checkbox"/> 口座番号、 <input type="checkbox"/> 口座届出印	
任意加入をやめるとき	脱退の手続きをする	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書（年金手帳）	
年金手帳等をなくしたとき	基礎年金番号通知書の再交付手続きをする	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号やマイナンバーが分か る書類	
死亡したとき	死亡の届出等をする	<input type="checkbox"/> 年金証書など	

第2号被保険者（厚生年金、共済組合加入者）

このようなとき	どうする	必要なもの	届出先
会社などに就職したとき	本人 厚生年金、共済組合の加入手続きをする	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書（年金手帳）	勤務先
	被扶養配偶者 第3号被保険者の手続きをする	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書（年金手帳）	
住所・氏名が変わったとき	住所・氏名変更の手続きをする	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書（年金手帳）	

第3号被保険者（厚生年金、共済組合加入者に扶養されている配偶者）

このようなとき	どうする	必要なもの	届出先
結婚や会社を退職し配偶者（厚生年金・共済組合の加入者）の扶養になるとき	第3号被保険者の手続きをする	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書（年金手帳）	勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき（離婚・収入増のときなど）	国民年金の加入手続きをする	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書（年金手帳） <input type="checkbox"/> 扶養をはずれた年月日が分かる書類	市役所
住所・氏名が変わったとき	住所・氏名変更の手続きをする	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書（年金手帳）	勤務先

※令和4年4月から「年金手帳」に替わり、「基礎年金番号通知書」が交付されます（すでに交付された年金手帳も引き続きお使いいただけます）。

■第1号被保険者の保険料について

●保険料

- 定額保険料…月額16,980円（令和6年度分）
- 付加保険料…月額400円（定額保険料にプラスして希望される方）
日本年金機構から送付された納付書により金融機関などで納めてください。
※納付は口座振替をご利用いただくと便利でお得です。

●前納割引制度

その年度の保険料を一括して納付（前納）される場合に割引される制度です。当月分を当月に引落としの「早割」という方法もお得です。詳しくは松本年金事務所（☎25-8100）へお問い合わせください。

●免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることができない方は申請により納付が免除される制度で、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除があります。免除された期間は資格期間として計算されますが、年金額は保険料の免除期間・額によって変動します。

●学生納付特例制度

学生の場合、本人の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料を後から納付することができる制度です。特例を受けた期間は、資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

※学生証の写し又は、在学証明書が必要です。

●納付猶予制度

50歳未満の方で本人及び配偶者の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料を後から納付することができる制度です。猶予を受けた期間は、資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

■第2号被保険者の保険料は、給料から差し引かれます。

■第3号被保険者の保険料は、厚生年金、共済組合が制度全体で負担するため、個人で納める必要はありません。



介護保険について

問▶福祉部高齢者介護課 ☎71-2000(代)

介護保険担当 介護保険制度

認定調査係 認定調査

介護予防担当 介護予防・日常生活支援総合事業

※お手続きは、福祉部高齢者介護課又は各支所地域づくり課で受け付けております。

介護保険制度

■介護保険の内容

項目	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方
給付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護1～5と認定された方 入浴、排せつ、食事などの日常生活に介護が必要とする度合いの高い方 ●要支援1～2と認定された方 要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い方 	初老期における認知症、脳血管疾患など老化とともに伴う病気（16疾病）によって介護等が必要になった方で、要介護1～5又は要支援1～2と認定された方
保険料	所得や市民税の課税状況等に応じて決まります。	加入している医療保険の算定方法に基づいて決まります。
保険料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、年金額が月額15,000円以上の方は、年金から差し引かれます。 ●それ以外の方は、納付書等で納めていただけます（年金額が月額15,000円以上でも納付書等で納めていただく場合があります）。 	医療保険料とあわせて納めていただきます。

■地域包括支援センター

高齢者の皆様の介護・福祉・健康・医療などの様々な相談に対応しています。困ったことはご相談ください。

センター名	担当地域	電話番号
中央地域包括支援センター	豊科・明科地域	72-9986
北部地域包括支援センター	穂高地域	81-0760
南部地域包括支援センター	三郷・堀金地域	77-4007

■介護予防・日常生活支援総合事業

●訪問型サービス、通所型サービス

〈利用できる方〉

- 要支援1、2の認定を受けている方
- 基本チェックリストにより事業対象者となった方

※利用を希望される方は、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

●一般介護予防事業

〈利用できる方〉

- 概ね65歳以上の方

※介護予防教室は、広報誌等で募集を行います。



広告

訪問看護

P113 C-1、P135 E-4

社会医療法人 城西医療財団

安曇野訪問看護ステーション

医療、介護でお困りの方はご相談ください。

安曇野北訪問看護ステーション

■安曇野市豊科5637-15 ■TEL:0263-73-0033 ■地図P113 C-1

安曇野南訪問看護ステーション

■安曇野市三郷小倉6086-2 ■TEL:0263-77-6666 ■地図P135 E-4

介護保険サービス

■介護サービスが必要になったときの手続きについて

介護保険のサービスを利用するには、要介護・要支援の認定を受けることが必要です。介護が必要になったら、まずは、市の窓口に申請してください。介護サービスを利用するまでの流れは以下のようになっています。

①申 請

介護サービスの利用を希望する人は、高齢者介護課又は各支所地域づくり課の窓口で「要介護・要支援認定申請書」により申請してください。
 〈申請時に必要なもの〉
 ●要介護・要支援認定申請書
 ●介護保険被保険者証
 ●健康保険被保険者証（2号被保険者の場合）
 ●個人番号（マイナンバー）が確認できる書類・自分を証明することができる書類

②認定調査

市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況などについて調査します。また、本人の主治医に心身についての意見書を作成してもらいます。

③審査・判定

訪問調査の結果によるコンピューター判定（一次判定）と医師の意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定します。

④認定・通知

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。

要支援1・2

介護保険の対象者だが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など

要介護1～5

介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など

非該当（自立）

介護保険の対象者にはならないが、生活機能が低下している虚弱高齢者など、将来的にその危険性が高い人など

⑤介護サービス計画の作成

地域包括支援センターなどで介護予防サービス計画を作成

居宅介護支援事業者が介護サービス計画を作成

地域包括支援センターなどで支援し、必要に応じ下記へつなげる。

介護保険の
介護予防サービス
(予防給付)
又は
介護予防・日常生活
支援総合事業

介護保険の
介護サービス
(介護給付)

高齢者福祉サービス
又は
介護予防・日常生活
支援総合事業

広告

介護全般 P112 B-5、P120 A-2

堀金を中心に安曇野の在宅介護を支える会社です

(有)宗明会 ◎託児所 よってき家 ◎訪問看護ステーション つばさ
◎在宅介護支援事業所 こだま ◎訪問介護ステーション みどり

介護事務所:安曇野市堀金鳥川1079-1(岩原) TEL:0263-88-3550
FAX:0263-88-3532

■住宅型有料老人ホーム 小規模多機能型複合福祉施設 見岳荘（けんがくそう）～けやき～
■安曇野市堀金鳥川368-1 ■TEL:0263-88-3681 ■FAX:0263-88-3680

■小規模多機能サテライト 見岳荘（けんがくそう）～はなみずき～
■安曇野市豊科4701-6 ■TEL:0263-87-8232 ■FAX:0263-87-8233

P131 E-2

造園、庭園解体

人にやさしい 街づくり 株式会社 川上産業

造成・お庭の解体等を行っています。
お気軽にお問い合わせください。

■安曇野市穂高柏原2230-1
■TEL:0263-82-8839 ■FAX:0263-82-7650
■営業時間／8:00～17:00 ■定休日／土曜、日曜、祝日